

重要

神奈川県 私立高校等学費支援制度 申請のご案内
(令和8年6月)

生徒・保護者ともに神奈川県にお住まいの方へ

学費補助金の申請をお忘れなく！

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請を希望する場合、学校が指定する期日までに、必ず学校に申請してください。

(毎年、申請が必要です。)

※※※申請期限に間に合わなかった場合、補助が満額受けられない可能性があります。※※※

【所得区分と補助額】

【対象者】※以下の要件に該当しない外国籍等生徒については、裏面の【所得区分と補助額】の表をご確認ください。

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) 日本国籍を有する者 | (2) 特別永住者 |
| (3) 永住者 | (4) 日本人の配偶者等 |
| (5) 永住者の配偶者等 | (6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 |
| (7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 | |

年収目安 (モデル世帯) ※1	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※4
		①高等学校等就学支援金 【新制度】(国の制度)	②学費補助金 (県の制度)※3		
生活保護世帯	令和8年1月1日時点で生活保護	457,200円 (通信制 337,200円)	22,800円 通信制 142,800円	212,000円	授業料：480,000円 入学金：212,000円
住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円			100,000円	授業料：480,000円 入学金：100,000円
270万円～750万円未満	227,100円未満				授業料：480,000円
750万円以上	227,100円以上				授業料：480,000円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

※3 入学金補助は、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

※4 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

◆ 授業料や入学金の返還方法は？

学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料に充当します。

学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。)

制度の概要や所得区分の確認方法等については、
「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
も併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r8leaflet.pdf>

リーフレット▼



神奈川県学費補助金申請手続き問合せ窓口

050-6883-5157

開設期間：令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火) ※土日除く
受付時間：9時30分～17時

(申請方法は裏面をご覧ください)

学費補助金（県補助）

1 概要

授業料と入学金の負担を軽減する県独自の制度です。授業料補助は国の制度「高等学校等就学支援金/高校生等・新修学支援金」に上乗せして補助します。**生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）**の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 入学金補助や表面の【対象者】(1)~(7)に該当しない外国籍等生徒の補助について、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 申請方法 学校が指定する期日までに、次の書類を学校へ提出

● 学費軽減申請書（第1号様式）【全員必須】

● 令和8年度（非）課税証明書【該当者のみ】

・ 課税証明書の提出が必要な方

① 入学金補助を申請する方（年収目安約750万円未満の世帯）

② 表面の【対象者】(1)~(7)に該当しない方※

※例：日本国籍を有する者や永住者で、入学金補助を申請しない2年生(3年生)は、課税証明書の提出は不要です。申請書のみご提出ください。

・ 令和8年度入学で、世帯年収約750万円未満である可能性のある世帯はご提出ください。

(保護者が2人いる場合はそれぞれの(非)課税証明書が必要です。対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。)

※ 令和8年1月1日時点で生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書(令和8年1月1日時点で生活保護を受給していることが読み取れるもの)をご提出ください。(非)課税証明書の提出は不要)

● 扶養親族申告書（第1号様式別紙2）【表面の【対象者】(1)~(7)に該当しない、かつ多子世帯の場合のみ】

・ 世帯年収約750~910万円で、**23歳未満の扶養している子ども※が3人以上いる世帯**はご提出ください。

(対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。)

※ 生年月日が平成15年4月2日以降の扶養している子どもが対象です。

(表面の【対象者】(1)~(7)に該当しない外国籍等生徒における【所得区分と補助額】)

所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※7
	①高等学校等就学支援金【経過措置】または ③高校生等・新修学支援(国の制度)※3	②学費補助金(県の制度)※4		
令和8年度の「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」※2	396,000円 (通信制 297,000円)	84,000円 (通信制 183,000円)	212,000円	授業料：480,000円 入学金：212,000円
生活保護世帯				
住民税非課税世帯 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
270万円~590万円未満	154,500円未満		100,000円	授業料：480,000円 入学金：100,000円
590万円~750万円未満	227,100円未満	361,200円		
750万円~800万円未満	251,100円未満	74,400円		授業料：193,200円
多子世帯※5	251,100円未満	118,800円+	361,200円	授業料：480,000円
800万円~910万円未満	304,200円未満			授業料：118,800円
多子世帯※5	304,200円未満		361,200円	授業料：480,000円
		③高校生等・新修学支援(国の制度)※6		
910万円以上	304,200円以上	118,800円		授業料：118,800円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用がほかの同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。

※3 ①の対象者は、就学支援金【新制度】の対象外かつ令和8年3月末から引き続き在籍する生徒(留学生含む)です。

③(年収約910万円未満まで)の対象者は、就学支援金【新制度】の対象外かつ令和8年4月以降入学の生徒(留学生除く)です。

※4 ①または③(※3)の対象者が対象です。なお、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※5 23歳未満(生年月日が平成15年4月2日以降)の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※6 令和8年4月以降入学の生徒は対象外です。令和8年3月末から引き続き在籍する生徒(留学生含む)が対象です。

※7 補助上限額が学校の授業料を超える場合、超えた金額は支給されません。